

1 新しい防災気象情報（警戒レベル相当情報）

※令和8年5月28日午後から

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

【主な変更点】

- (1) レベル5相当が氾濫特別警報、大雨特別警報、土砂災害特別警報、高潮特別警報と整理されて設定
- (2) レベル4相当が整理され、新しく「危険警報」が設定

※警戒レベル相当情報以外の特別警報、警報、注意報の変更は無し（暴風、大雪、暴風雪）

2 さいたま市の新しい一斉臨時休業の基準について

※令和8年5月29日から

一斉臨時休業の新基準

対象とする気象警報	判断基準及び対応
熊谷地方气象台が発表する本市域を対象とした気象警報のうち右に該当するもの	<p>午前6時の時点で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左の気象警報の1つ以上が発表継続中の場合 <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前9時までに左の気象警報級の現象となる予想が示されている場合、その日を一斉臨時休業とする。
＜警戒レベル5相当＞ 特別警報 (大雨・氾濫・暴風・暴風雪・大雪)	
＜警戒レベル4相当＞ 危険警報 (大雨・氾濫)	
＜警戒レベル3相当＞ 警報 (暴風・暴風雪)	

【主な変更点】

- (1) レベル5相当の氾濫特別警報を追加
- (2) レベル4相当の大雨危険警報と氾濫危険警報を追加

※令和8年5月29日から運用開始